

令和5年6月定例会 県土都市整備委員会の概要

日時 令和5年7月3日（月） 開会 午前10時 1分
閉会 午後 2時48分

場所 第9委員会室

出席委員 杉田茂実委員長
橋詰昌児副委員長
森伊久磨委員、金子裕太委員、美田宗亮委員、内沼博史委員、立石泰広委員、
高橋政雄委員、田並尚明委員、井上航委員、中村美香委員、松下昌代委員

欠席委員 なし

説明者 [県土整備部関係]
金子勉県土整備部長、武澤安彦県土整備部副部長、吉澤隆県土整備部副部長、
中須賀淳参事兼河川砂防課長、加来卓三県土整備政策課長、
飯塚雅彦県土整備政策課政策幹、木村暢宏建設管理課長、赤沼知真用地課長、
根岸幸司道路街路課長、水谷信哉道路環境課長、田島清志河川環境課長

[都市整備部及び下水道局関係]
山科昭宏都市整備部長、坂田直人都市整備部副部長、
若林昌善都市整備部副部長、坂行正都市整備政策課長、吉岡一成都市計画課長、
小野寺貴郎市街地整備課長、石川修産業基盤対策幹、
鈴木水弘公園スタジアム課長、山田暁子建築安全課長、牧野秀昭住宅課長、
松井直行営繕課長、小久保賢一設備課長

山崎達也下水道事業管理者、伊田恒弘下水道局長、
岸田秀参事兼下水道事業課長、豊野和美下水道管理課長

会議に付した事件並びに審査結果

- 1 議案
なし
- 2 請願
なし

所管事務調査

県営水上公園の利用許可について

報告事項

- 1 県土整備部
埼玉県の治水対策について
- 2 都市整備部及び下水道局
 - (1) 指定管理者等に係る令和4年度事業報告書及び令和5年度事業計画書について
 - (2) 令和5年度における指定管理者の選定について
 - (3) 包括的民間委託に係る令和4年度事業実績及び令和5年度事業計画の概要について

その他

県営水上公園の利用許可についての所管事務調査に当たり、参考人を呼び、意見を聴いた。

【所管事務に関する質問】

金子委員

- 1 中止判断までのプロセスと中止根拠について、根拠となった県民の声、判断までの流れはどうか。
- 2 利用条件の中では、違反した場合は、次回以降の予約時にペナルティがあると書いてあるが、急に中止にさせたことは正しかったのか、予約確定後の打合せで防げなかったのか。
- 3 未成年参加禁止については、利用条件にはないが、この点を急に中止の要件に入れたような報道があるが、事実か。また、青少年健全育成条例内の有害役務営業にこの水着撮影会に未成年が参加することが該当するのかどうか。
- 4 協会として今回の判断をどうとらえているのか。また、声明を出すつもりはあるのか。
- 5 県と協会の連絡体制改善について、なぜ適正な報告がなされなかったのか。連絡体制についての現状の課題と今後どう改善していくのか。
- 6 事業者へどのように中止要請を説明したのか。また、事業者から補償について真摯に対応すると協会から聞いているが、どのように対応するのか。
- 7 新たなルール作りに際し、事業者から、しっかりと業界に明るく、現場が分かる専門家の選定を望む声がある。どういった人選や体制にし、いつ交付する予定なのか。
- 8 水着撮影会以外の民間イベントに影響がある点と、表現の自由や職業選択の自由を侵害しているという声もある。この点をどう捉え、何か対応できないのか。
- 9 今後の公園運営についての、官民連携の中で、文化的に残さなくてはいけない公園や、緑を大切にす公園とイベント利用などを促す稼げる公園を分けて考え、体制を整えることでこういったトラブルを減らすことができると考えるが、どうか。

安藤参考人

- 1 今回は、6月に開催予定だった水着撮影会の急な中止決定のために、事業者の皆様には多大な御迷惑をおかけし、また世間をお騒がせしたことに対し、深く反省し、お詫び申し上げます。

最初に、根拠となった県民の声であるが、今年度に関しては4月下旬に、しらこぼと公園において、一般利用者から協会に対して、水着撮影会の様子が見えている、県営公園で行うのはふさわしくないとの声があった。また、5月下旬には、しらこぼと公園で開催されたイベントにおいて、18歳未満のモデルが出演している、成人女性が被写体であっても公園で行うにはふさわしくないイベントだといった意見があった。これらの声を受け、web上で過去の撮影会の写真を確認したところ、しらこぼと公園では令和5年度から主催者に禁止事項を例示した、詳細な許可条件を示したにもかかわらず、禁止事項にある過激なポーズがインターネット上で散見されたことから、一部の団体については、許可条件に反していることが確認できた。また、他の団体も含め、主催者側では撮影者やモデルの禁止事項に反する行為をコントロールできないと判断したこと、18歳未満の水着撮影が法令に抵触するおそれが懸念されたこと、また、近県の県営公園では同様のイベントを近年は実施しておらず、民営のプールにおいても使用させていない施設が出ていること等を、総合的に勘案して検討した結果、しらこぼと公園と川越水上

公園で6月中に予約をしていた6団体について、6月8日に全ての撮影会の中止を決定し、各主催者にその旨を申し入れた。

- 2 一部の事業者の詳細な許可条件に反した行為があった中で、協会として、県営施設を預かっている点や、過去にも何度か苦情や意見を頂いていた点、近年のジェンダーに係る社会的意識の変化等を総合的に考え、今後同様の撮影会を一切許可しないこととすると判断をしたものである。まずは事業者に指導をし、それでも条件違反が解消されない場合に、中止要請をすべきであったと反省している。
- 3 未成年参加禁止については、各公園管理事務所に確認したところ、未成年者の出演がないという誓約を求めた事例や未成年者の出演がないよう申し入れた事例があった。いずれも法令や条例に抵触することを危惧したものであるが、一律に未成年者であることをもって出演しないように求めたことは、行き過ぎた面があったものと反省している。未成年者の参加については、令和6年度以降のルール作りに向けて丁寧に検討していきたい。
- 4 県から、明確な許可条件が定められていない施設において、他の施設の許可条件を当てはめ、予定されているイベントを中止させたことや、詳細な許可条件提示後に、違反が認められない者に対して中止させたことは、適切ではないので撤回するよう指導を受けたところである。協会としては、県からの指導を真摯に受け止め、当該事業者に対する中止要請を撤回させていただいた。今後は、法令や条例の解釈等に当たって、県とより一層のコミュニケーションの確保に努めていく。また、施設の利用に関する協会としての考え方などは、順次、記者発表やホームページなどで広くお知らせしていくこととしたい。
- 5 公園における管理状況に関する定期的な報告や、事件や事故などが発生した場合の連絡については、協会と県の間で連絡網が整備されているなど連絡体制は確保されている。今回の対応については、この体制により、協会として中止の申し入れに至った経緯や根拠などの必要な情報を、可能な限り迅速に県に提供し情報共有に努めてきたつもりであったが、公園ごとの許可条件の設定や、過去の許可条件違反の実態などの正確な情報を的確に伝えきれていなかったものと考えている。今回のように、世間で騒ぎになり、時間のない状況で迅速に対応しようとする中で、協会本部と公園管理事務所との間で必要な情報が十分に共有できずに、県に正確な情報が伝えられなかったことが課題と考えている。今後は、事件や事故に加え、今回のような社会的な影響が大きい事案については、協会本部と現場の公園管理事務所が、県の担当課ともオンラインで情報共有するなどして、正確な情報が県にも伝わるよう改善を図っていきたい。
- 6 しらこぼと公園での違反が確認できた2事業者に対しては、県民から水着撮影会において過激なポーズをとっている旨の意見があった。インターネットで確認したところ、令和5年4月、5月にしらこぼと公園で行ったイベントにおいて、許可条件に規定する過激なポーズに該当する画像が複数確認されたため中止の申し入れをした。しらこぼと公園で違反の確認できなかった1事業者と川越公園での3事業者に対しては、水着撮影会について過去にも何度か苦情やご意見をいただいた点や、近年のジェンダーに対する社会的意識の変化等を総合的に検討した結果、協会として水着撮影会の中止の申し入れをした。補償は、急遽の中止に伴うモデルの出演キャンセル料やチケットの払い戻しに係る経費など様々な項目が考えられるものと認識している。中止になったイベントの大きさも様々であり、補償の範囲も協会の弁護士ともよく相談しながら決定していく必要があると考える。経費の取りまとめを行っている事業者から諸事情を丁寧に伺ったうえで、十分な話し合いをさせていただき、協会として誠実に対応させていただきたい。

- 7 新たなルール作り之际し、大きく二つの段階に分けて考えている。まず、当面する今年9月、10月のイベントについては、時間も限られていることから、暫定的にしらこぼと公園の許可条件を基本に、関係法令や条例の順守の項目を追加して、全ての水上公園で統一して運用することを検討している。令和6年度以降のルールづくりについては、今回各方面から提起された論点が多岐にわたること、それに関する考え方も様々であることから、検討の体制としては、公共の福祉や法律分野などの専門家を想定している。現場が分かる専門家の意見も何らかの形で伺えるよう、しっかりと検討していきたい。委嘱状の交付については、検討体制の発足に合わせて行う予定であるが、公共の福祉や法律分野の専門家を想定している。ヒアリングの際にはいわゆるイベントの主催者の方々からもよく話を伺いながら、制度設計に努めていきたい。
- 8 本件によって他のイベントに飛び火したということであれば、申し訳ないことだと思っているが、それぞれの会場で施設管理者や所有者が、適切に判断していただくものではないかと考える。表現の自由や職業選択の自由については、難しい法律論もあることから、令和6年度以降のルールづくりに当たっての論点として、丁寧に対応していきたい。
- 9 今後の公園運営については、緑や文化的に残さなくてはいけない公園と、イベント利用などを促す稼げる公園との間でウェイトの違いがあるかと思うが、公園は基本的に緑を残しながらも、利活用を促すことは大事な視点だと考える。例えば、こども動物自然公園では、飼育職員が子供に付き添ってポニーやペンギンに餌をやる有料イベントを実施している。一方で、フリーマーケットやメーカーの展示即売会など行為許可を通して、申請者の企画を的確に把握、実現させて、利用料金を頂いている公園もある。このように様々な実例もあることから、人事ローテーションにより稼ぐ方法を数多く経験させ、人材を適材適所に配置し、柔軟かつ適切な公園管理運営ができるよう今後とも人材育成を行っていきたい。

金子委員

- 1 協会から順次広く記者発表すると話があったが、協会として利用条件等を発表するというような話のように捉えられた。本件判断において、誤りがあったということであれば、それについて声明を出すべきではないのか。
- 2 キャンセル料等の払い戻しについて、誠実に対応することのことだが、全ての事業者と話し始めているのか。
- 3 ルール作りについて、業界の明るい方にヒアリングすることのことだが、ヒアリングで足りるのか。検討委員に一人でも入れるべきではないのか。

安藤参考人

- 1 9月、10月の利用条件について、間もなく公表する予定であるので、反省の部分も含めての公表を考えている。
- 2 事業者との話し合いについて、どのようにアプローチしていくかを弁護士と相談しており、間もなく接触を始める予定である。モデルの出演料や、チケット払い戻し関係、バスの手配料など様々な費用がかかっていると想定されるので、事業者にまとめていただき、報告いただくことを考えている。
- 3 ルール作りについて、現場の生の声は大事だと思っている。ただ、賛否両論分かれる議論のなかでは、委員として参加いただくと、検討会の収拾がつかなくなるのが予想されることから、メンバーはバランスの取れた方をお願いし、その方々に様々な意見を

お聞きしようと考えている。

田並委員

- 1 主催者側は、違反があったとしても全てを把握するのは難しく、コントロールできないと思う。また、過激なポーズについても、どこまでが過激かという判断は人によって違う。ルールを作るとしたら、それも大事だが、それを守ってもらう体制づくりが大切だと思うが、どう考えるのか。
- 2 今回の一番の問題は、公園緑地協会のガバナンスが不十分だったことだと考える。しらこぼとでは利用ルールがあって、川越には無かった。違反している業者、違反していない業者をしっかりと判断せず、問題がなかった業者まで利用禁止にしてしまった。今後、どのようにガバナンスづくりをしていくのか。

安藤参考人

- 1 過激という言葉は本当に多様だと思っている。監視する体制というのは重要であり、主催者側に任せても難しいということもある。監視体制はどのようなルールで、それをどのように守るのかという決め方によっても変わってくると思う。自主的な部分に委ねるなど様々な方法もあり、ルールに合わせて考えていきたい。
- 2 現場の公園管理事務所と協会本部との十分なコミュニケーションが取れなかった部分や、本部のコントロールの面で至らないところがあった。今後は私自らが先頭に立って、きちんとした情報を適時適切に吸い上げ、判断を誤らないようにするほか、県への報告も間違わないようにしたい。

中村委員

- 1 しらこぼと水上公園と川越水上公園は、同じ県営公園であり、指定管理者も同じ埼玉県公園緑地協会だが、この2公園で条件の違いがあったのはなぜか。
- 2 今回、県民の声やインターネット上の声を反映して中止になったことは理解できるが、出演者側に立った視点がないことが気になった。今後ルールを決めていく中で、出演者側の立場を守るために、例えば撮影者のSNSへの投稿を規制し、世間に過激な写真が届かないようにするなど出演者を守るための措置や議論を行っていくのか。

安藤参考人

- 1 許可の条件が各水上公園でバラバラであったのは思いが至らなかったと反省している。背景として水着撮影会は、三つの水上公園で、平成30年度から令和5年度まで概算で120回あった。許可条件にあたっては、これまでは3公園とも、公序良俗に反するものは認めないとしていたが、具体的な例示はなかった。しらこぼと水上公園においては、大規模な撮影会が近年行われるようになり、職員が巡回して見る限り、露出度の高い水着や過激なポーズが散見されるようになった。そのため、令和4年12月に詳細な許可条件を策定し、令和5年2月に主催者に示した上で、令和5年度以降の遵守事項として、しらこぼと公園のみに適用した。川越水上公園は、元々定めていた公序良俗に関するみの規程であり、各公園の許可条件を協会本部で正確に把握できておらず、統一を図ることについて思いが至らなかったと反省している。正にガバナンスの部分であるので、しっかり取り組んでいきたい。
- 2 SNSへの投稿禁止については、令和6年度のルールづくりに向けて、他の公園の事例などを参考にしながら作っていきたい。

中村委員

SNSへの投稿について、出演者を守るためにも、中止にはせず、来場者に対してSNSへの投稿を禁止にさせるという事前の措置を取ることでもできたのではないのか。今後、ポーズや水着の規制だけでなく、出演者を守るために、撮影者に対してSNSへ投稿しないように規制するなど別の対応策についても考えていくのか。

安藤参考人

水着撮影会の許可条件については、主催者に守っていただく事項であるが、主催者から撮影者に対しても、守っていただく事項として示していただき、それを守らないと許可できないという話はしたいと思っている。主催者を通して、撮影者に守っていただくルールを検討会で考えていきたい。

井上委員

- 1 開催許可条件内に、SNSのアップロードに関する規定がある。令和6年度から採用するとのことであったが、秋に開催予定があり、今年度からの運用にも、このルールに基づいて可能なのではないのか。
- 2 今年度の9月と10月に何件開催予定があるのか。
- 3 1回当たりの貸出し施設利用料はどれくらいか。また、年間単位でみたときに、水着撮影会がどれくらいの収入となっているのか。逆に、開催ごとに特別な出費があるのか。
- 4 水着撮影会以外のオフシーズンの収入源、活用事例は何か。
- 5 先ほど、金子委員から県の青少年健全育成条例に抵触する可能性についてどう考えるか質問があった。明確な答弁がなかったように感じる。抵触するか、しないか、明確な答弁をお願いする。

安藤参考人

- 1 現在のしらこぼとの許可条件には、委員指摘のような措置を定めている。他の二つの水上公園にも当てはめて、しっかりと運営していく。また、この表現で過不足がないか、令和6年度に向けて検討を進める。
- 2 しらこぼとは13件、川越は11件、加須は2件である。
- 3 1回当たりの施設の貸出し利用料は、一般的に1平方メートル、1時間あたりの単価は3円である。大体8千平方メートルを10時間、貸すと24万円である。支出については、特別な支出はない。水着撮影会の収入について令和4年度の実績は、しらこぼとで1,280万円、川越で650万円、加須で80万円である。
- 4 活用事例は、水着撮影会が秋と春にあり、冬は釣りを行っている。
- 5 青少年健全育成条例については、公園スタジアム課から条例を所管する担当課に確認したところ、「未成年者が出演することで直ちに条例違反となるものではない」と聞いている。条例違反のおそれがあるという部分で中止を申し入れたが、行き過ぎた面があったと反省している。

井上委員

- 1 これぐらいの使用料収入があれば、職員を配置して、主催者に注意を促せるのではないのか。そこを踏まえて、今後共存していくための対応策は何か。
- 2 未成年者が出演することそのものは、直ちに影響はないが、繰り返し常習的に行われているとなると、無店舗型有害役務提供にあたる可能性がある。このような点は重視し

なくてはいけない。また、県営公園であること、今回の事の発端が子連れの方のご意見であること、県には条例があることなどを考えると、未成年者が過激なポーズをするという点においては、公園緑地協会としては、より慎重に臨んでいただきたいと考えるがどうか。

安藤参考人

- 1 職員が実際に見回っているが、過激と認める判断はなかなか難しい。過激の判断基準などについて、客観性を保ったルールをどこまで定められるか、それに応じた監視体制や体制づくりは協会の費用を使ってでも整える必要があると考えている。
- 2 青少年健全育成条例については、未成年者が、客の性的好奇心をそそるおそれがあり、客に異性の肢体を見せる役務の提供を繰り返している事実があるかという点が要件であると聞いている。条例上の視点のみならず、総合的な視点を勘案しながら令和6年度に向けたルール作りを考えていく。

田並委員

中村委員の質問では、撮った人が勝手にSNSに載せるのがどうかという肖像権の問題の話をしたのではないか。

安藤参考人

しらこぼと公園のルールは主催者側に対するルールであり、撮影者側のルールは現在、規定はないので、令和6年度から盛り込んでいきたいと思っている。

松下委員

法律上の観点から、行政法で行き過ぎた指導は禁じられているが、基準がはっきり示されていない状態で、中止の判断をするのは法的に良くないのではないのか。県民の声も大切だが、判断を下す前に、法律や都市公園条例に照らし合わせるべきだと考える。開催することを前提に特定の行為を禁止したり、監視を強めるなど、そういったことが先であり、話合いがあったのかどうか。

安藤参考人

中止の判断については、指定管理者として、先ほど申した要素を加味して協会が判断した。事業者との間のやり取りに関しては、急な話であったので、丁寧に説明をさせていただいた。イベントが迫っていたこともあり、事業者側から中止は難しいという話もあったが、背景を説明し、かかった経費については誠意を持った対応をするということで、理解を頂いた。